

『初めての建築法規』
第7版第1刷（2009年2月20日発行）
更新情報

(2010.2.5. 学芸出版社)

平成19年6月20日施行の建築基準法改正により、新しい中間検査特定工程（法第7条の3）が定められました。これに伴い、p.141の表5・15を更新し、以下にさしかえます。
なお、2010年1月20日発行の、第7版第2刷については、すでに本文を以下に更新しております。

p.141

表5・15 中間検査を行う「特定工程」と「特定工程後の工程」（大阪府の例）

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事または内装工事
鉄筋コンクリート造	2階の床およびこれを支持する梁（平屋は屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものは、2階の梁および床版の取付け工事）	2階の床およびこれを支持する梁（平屋は屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものは、2階の柱および壁の取付け工事）
鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋は建方工事）	壁の外装工事または内装工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床およびこれを支持する梁の配筋工事	2階の床およびこれを支持する梁のコンクリート打込み工事
その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事または内装工事
上記の構造のうち2以上の構造にわたる構造	上記の構造に応じた特定工程のうち最も早く施工する工事（主要構造部の一部が木造の場合は最も遅く施工する工事）	左に掲げる工事にかかわる構造に応じるそれぞれの特定工程後の工事

- 注1) 中間検査を行う区域：大阪府の区域のうち、建築主事を置く市の区域を除く大阪府全域
 2) 中間検査を行う期間：平成19年6月20日以降の確認申請受付分から
 3) 対象となる建築物：①住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿を含む）で確認申請部分の面積が50m²を超えるもの
 ②①以外の建築物で、確認申請部分の床面積が300m²を超えるもの、または地階を除く階数が3以上のもの
 4) 木造で階数3以上、延べ面積500m²を超えるもの、高さ13mを超えるもの、または軒高9mを超えるもの、木造以外で階数2以上または延べ面積200m²を超えるものは、基礎の配筋工事も特定工程となる。